

関係各位

クリームに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和3年度の初日から令和3年8月末日までの関税暫定措置法別表第1の6の3の項に掲げる物品（クリーム）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後にNACCSで申告する場合の品目コードについては、NACCS掲示板で確認願います。

なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号（発動日前に本邦に向けて送り出された物品）の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

- 関税暫定措置法別表第1の6の3の項に掲げる物品（クリーム）
（関税割当てを受けて輸入するものを除く）

品 目		発動前	発動後
クリーム	0401.40-190 0401.50-119	21.3%+635 円/kg	28.4%+846.67 円/kg
	0401.50-129	21.3%+1,199 円/kg	28.4%+1,598.67 円/kg

問合せ先
東京税関業務部通関総括第1部門
電話：03-3599-6337